

鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

平成29年4月

鳥 取 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	管理の目標	
	(1) 現状	
	ア 生息環境	2
	イ 生息動向及び捕獲状況等	6
	ウ 被害及び被害防除状況	14
	エ 狩猟者の動向	17
	(2) 管理の目標	20
	(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	20
6	数の調整に関する事項	
	(1) 個体数管理の目標	21
	(2) 個体数管理の方法	
	ア 狩猟	23
	イ 許可捕獲	23
	ウ 狩猟免許所持者の確保	23
	エ 個体数調整の推進	24
7	被害防除に関する事項	
	(1) 侵入を防ぐ対策	
	ア 集団的・効果的な侵入防止柵の設置促進	25
	イ 低コストで効果的な侵入防止柵の導入	25
	(2) 対策技術の普及・人材育成等	
	ア イノシシ等被害防止相談・支援体制の整備	26
	イ モデル地区設定による鳥獣被害防止技術の実証・普及	26
	ウ 民間指導者の活用	26
	エ 研修会等の開催	27
	(3) 取組の体制	27
8	生息地の保護及び整備に関する事項	
	(1) 生息環境の保護	27
	(2) 生息環境の整備	
	ア 採餌環境の改善	27
	イ 誘引物の除去	27
	ウ その他	27
9	その他管理のために必要な事項	
	(1) モニタリングの実施	
	ア 被害状況調査	28
	イ 捕獲状況調査	28
	ウ 生息密度調査	28
	エ 生息環境調査	28
	オ 個体数推定・将来予測	28
	(2) 計画の推進体制	
	ア 合意形成	29
	イ 特定鳥獣保護管理検討会	29
	ウ 関係機関の連携強化	29
	(3) その他	29
	《参考資料》	
	【鳥獣被害対策推進の基本体系】	30
	参考文献	31

1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカ (*Cervus nippon*、以下「シカ」という。) は地域における生態系の重要な構成要素と言えるが、全国的にシカの生息数は増加傾向にあり、十数年前から農林業に大きな被害を及ぼすとともに農林業者の就労意欲の減退を招き、植生をはじめとする生態系に影響を及ぼしていることから、各地でさまざまな対策が実施されてきた。

シカの生物学的特徴としては、体長 90 ～ 160 センチメートル、体重 50 ～ 100kg、栄養条件が良い個体は 1 歳から繁殖を開始し、一産一仔で毎年 5 ～ 7 月に出産する。最長寿命は 10 ～ 15 歳と言われていたが、県内ではより高齢の個体も確認されており、最近の暖冬は死亡率を低下させ、個体数の一層の増加を助長している。鳥取県においては、弥生時代の遺跡からシカの骨製の道具が多く出土し、かつては各地に生息していたことがうかがわれるが、近年の記録によると昭和 50 年代半ばにかけては稀に捕獲される程度で生息域は非常に限定的であったと推察される。

ところが、平成 20 年度には農林業被害額は 1 千万円を超えて、県東部の中山間地域を中心とした農林業生産活動に大きな影響を与えており、今後それらの被害が県下全域に拡大することが懸念されたことから、平成 22 年度にニホンジカ保護管理計画を策定して、日捕獲頭数規制の緩和等を行い計画的な管理により、人とシカとの共存を図っている。

平成 22 年度は、秋のブナ科堅果類の凶作や多雪による餌不足により、スギ、ヒノキ等の林業被害が多く発生して、県内の農林業被害は過去最高の 6 千万円に達し、多雪により捕獲も過去最高の 3,668 頭を記録したが、平成 27 年度には農林業被害が 4 百万円弱に激減、捕獲数も平成 26 年度に過去最高となる 6,468 頭を記録した。その一方で平成 27 年度の糞塊調査では、被害が急増した平成 20 年度に比べても依然として高い生息密度が維持されていると推察される。こうした現状から、農林業被害や生態系への影響を軽減させ、シカによる生物多様性の衰退を防いで回復させるために、引き続き高い捕獲圧をかけて生息数(密度)を減少させることが必要である。科学的な調査・知見に基づいてシカの計画的な管理を行い、生息数を長期にわたり安定的に維持しながら人との軋れきを軽減し、互いに共存することを目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)(以下、「鳥獣保護管理法」という。)第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画「鳥取県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
第 12 次鳥獣保護管理事業計画期間内

4 管理が行われるべき区域

鳥取県全域とする。

5 管理の目標

(1) 現状

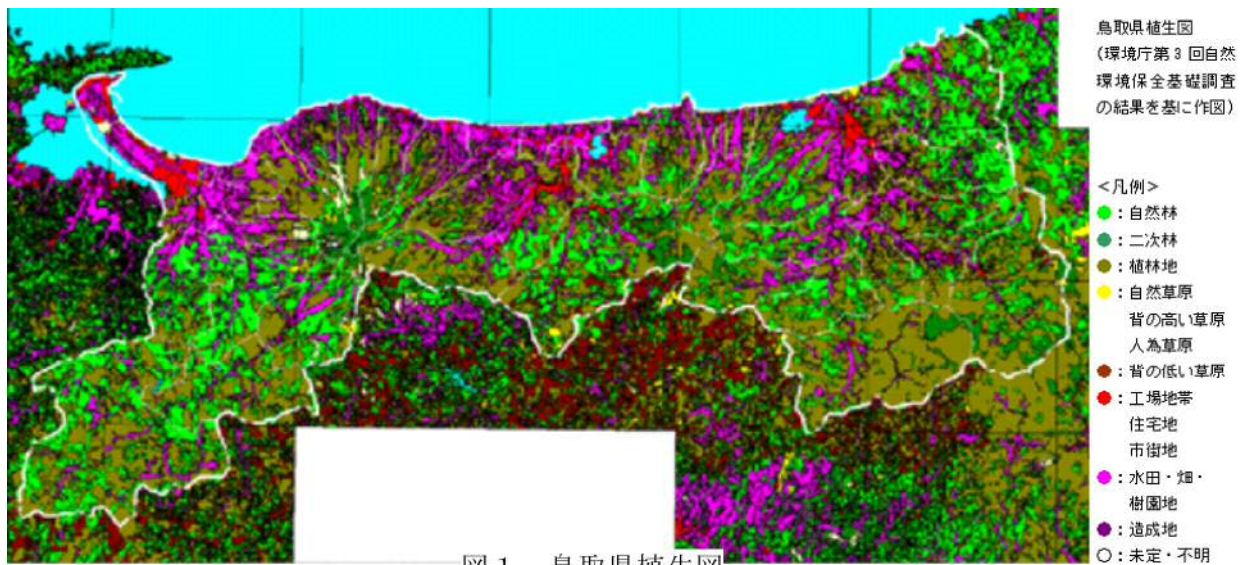
ア 生息環境

(ア) 植生

図1に第3回環境庁自然環境保全基礎調査の結果を自然度を参考に再分類した植生図を示した。鳥取市、倉吉市、米子市、境港市の中心に市街地・住宅地が広がり、千代川、天神川、日野川とその支流の流域に水田や畑などの耕作地が分布している。

北部は日本海に面し、海岸地帯にはクロマツが生育するほか、スダジイ、タブノキを主とした常緑広葉樹林が広がっている。

大山、三国山、東山、氷ノ山等の山岳地帯には、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が発達しているが、他の森林はスギ、ヒノキなどの植林と二次林である。



(イ) 耕地の利用状況

図2に昭和60年度から平成27年度までの耕作地(水田, 畑, 樹園地)と耕作放棄地の面積の変化を5年毎に示した。昭和60年度から平成27年度にかけて、水田が約32パーセント、畑が約23パーセント、そして樹園地では約66パーセントの面積が減少している。一方、耕作放棄地は昭和60年度に628ヘクタールだったのが、平成26年度には約6.1倍の3,832ヘクタールになっている。耕作地面積の減少分の約34パーセントが耕作放棄地になったことになる。耕作放棄地がシカの採餌環境を向上させ個体数増加を助長している可能性も考えられる。

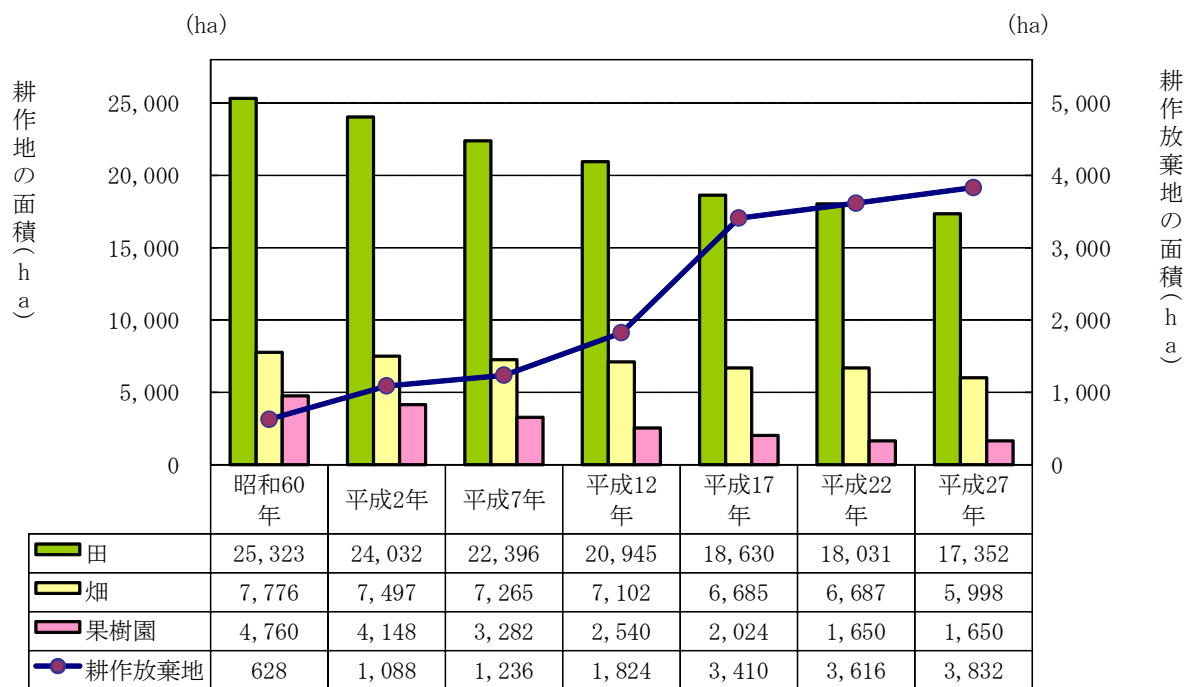


図2 耕作地及び耕作放棄地の面積の推移 (農林業センサス)

(ウ) 森林の現況

本県の森林の構成をみると、戦後、スギ・ヒノキを中心とする人工林の造成が進められ、人工林率は昭和44年の33.3パーセントから、平成26年には54.4パーセントにまで増加している。集落・農地の近郊の里山林や原野採草地の多くも人工林に転換されており、その結果、間伐を中心とする保育作業が緊急の課題となっている。

表1 林野率及び人工林率の推移

	昭和44年	昭和54年	平成元年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年
林野率	74.9%	74.8%	74.5%	73.8%	73.7%	74.1%	73.9%
人工林率	33.3%	47.3%	52.1%	53.8%	54.1%	54.2%	54.4%

(鳥取県林業統計)

平成26年度に、若干林野率の下降がみられたが、森林面積の精査によるもので実質的に平成11年以降は大きな変化がない。シカは草食性であるため、草本類の繁茂する幼齢造林地は好適な生息地となり、人工林の増加初期にはその地域でシカの密度が増加した可能性がある。

(エ) 積雪量の推移

観測地点の位置を図3、図4に最深積雪深（1983年～2014年のそれぞれ前後3年間の移動平均）の分布図を示す。

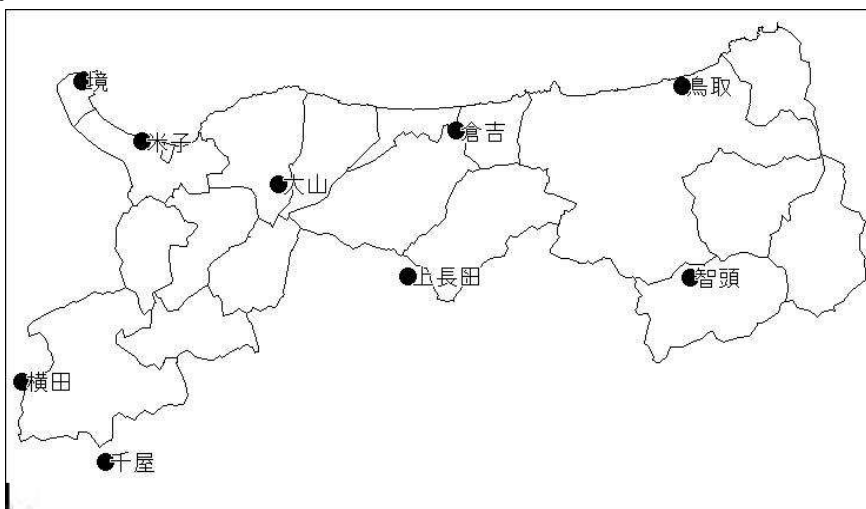


図3 積雪深の観測地点

いずれの地域にも共通する周期的変化が見られるが、特に鳥取および智頭では、最深積雪深の大きな年の値が徐々に低下している。2011年にはすべての地点で50cm以上の積雪が見られたが、2015年に50cm以上の積雪があったのは、大山以外では千屋、上長田のみであった。2011年の大雪の値の影響を受け、移動平均では2012年までは最深積雪深が大きくなったが、2013年度から2015年度の移動平均を算出した結果2014年度の最深積雪深は大山と上長田のみで50cmを超えた。図5の2015年の値は2014年と2015年2年間の平均で仮値であるが、大山の他、横田、千屋、上長田で50cm以上となっている。

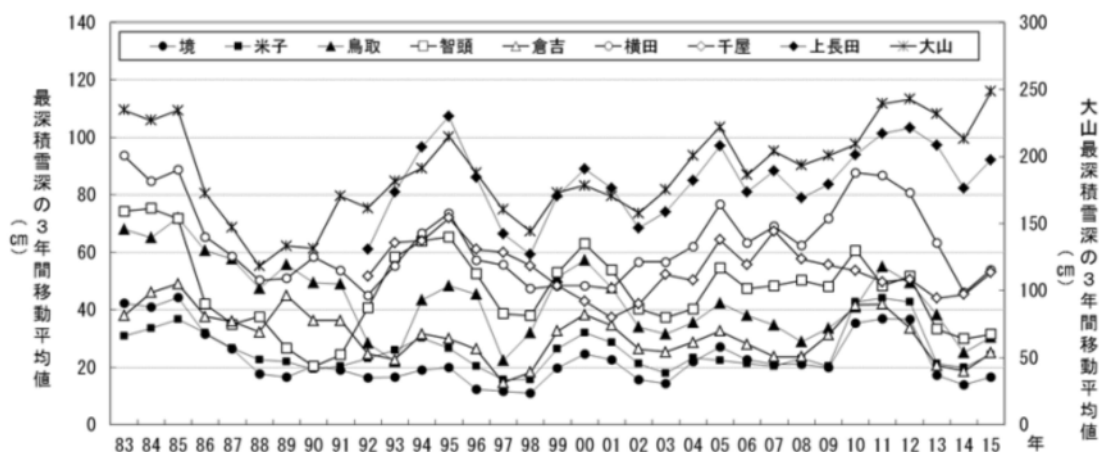


図4 各地点の最深積雪深の年次推移

本州以南に生息するシカの活動および採食が著しく困難になる積雪深は45cmないし50cm以上であることから（三浦 1974 : Maruyama et al. 1976）、丸山ら（1977）は積雪深が45cmないし50cm以上の積雪日数がシカの生息に影響を及ぼすと指摘している。また常田ら（1980）は第2回自然環境保全基礎調査結果から、シカが50cm以上の積雪日数10日以上地域を避ける傾向を読みとっている。図3-3に50cm以上の積雪日数の推移を示す。

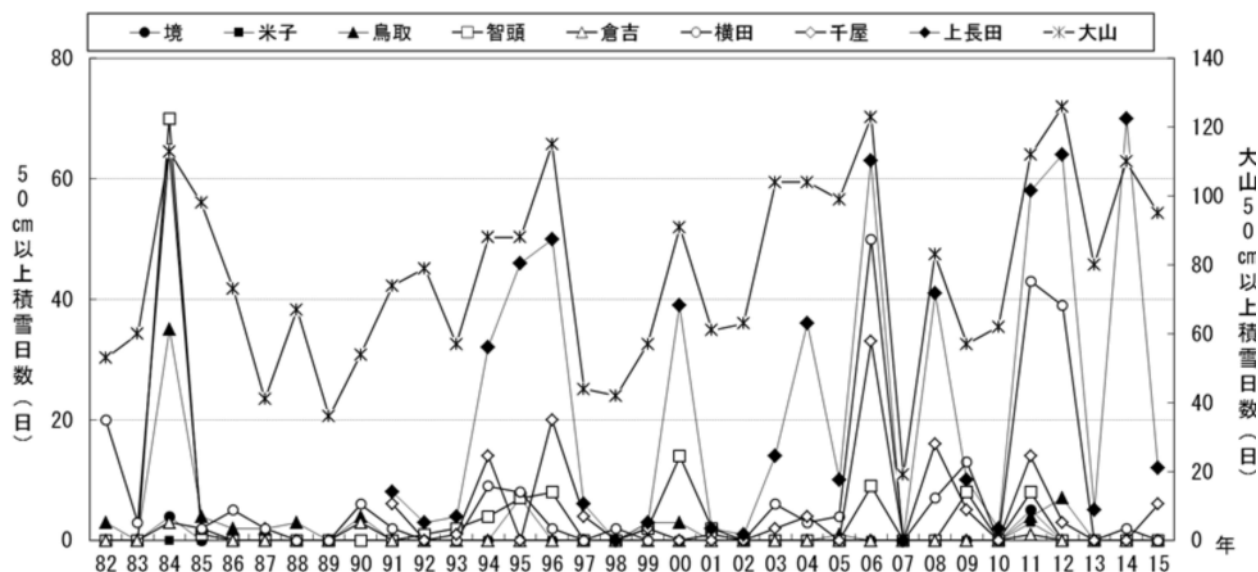


図5 各地点の50cm以上積雪日数の年次推移

大山では2007年を除き、現在でも積雪が50cmを越える日が毎年50日以上、多い年には100日以上あり、2011年には112日、2012年には126日、2013年には80日、2014年には110日、2015年には95日と最近5年間は多い年が続いている。大山以外の地域では、2015年までの10年間で積雪が50cmを越える日が10日以上のあるのは、横田、千屋、上長田だけであった。智頭では1984年に70日、2000年に14日あったがその後はなく、鳥取では1984年に35日あったがその後は数日にとどまっている。このように積雪の減少は明らかで、これが近年のシカの分布拡大に影響していると考えられる。

(オ) 隣接県の状況

○兵庫県

兵庫県は平成12年から「シカ保護管理計画」(現第二種特定鳥獣管理計画)を策定しており、各種対策、規制緩和を講じ、平成12年以降毎年1万頭以上を捕獲して平成7年度には45,569頭が捕獲されたが、顕著な減少傾向を示していない。目撃効率の分布によると、高密度生息域は鳥取県八頭郡及び岡山県境に多く分布している。

○島根県

島根県は平成15年から隠岐島と国指定鳥獣保護区を除く県全域を対象として「特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画」(現第二種特定鳥獣管理計画)を策定しており、個体群の大部分は出雲北山地域及びこれに隣接する湖北地域(出雲市)に生息している。近年、他地域でも分布が拡がりつつある。

○岡山県

岡山県は平成15年に県東部を対象とし、現在では県内全域を対象とした「ニホンジカ保護管理計画」(現第二種特定鳥獣管理計画)を策定している。生息状況調査の結果から、高密度地域は県東部の鳥取県境及び兵庫県境に分布している。

○広島県

広島県は平成15年から県全域(島しょ部を除く)を対象として「特定鳥獣(ニホンジカ)

保護管理計画」(現第二種特定鳥獣管理計画)を策定しており、高密度生息域は白木山系地域と竹原地域に分布している。近年、分布域の拡大が進んでいる。

イ 生息動向及び捕獲状況等

(ア) 生息状況

昭和 53 年の第 2 回自然環境保全基礎調査結果を図 6-1 に、平成 15 年の同第 6 回調査(種の多様性調査と名称変更)結果を図 6-2 に示し、昭和 53 年と平成 15 年の比較を図 6-3 に示した。

昭和 53 年当時、県内ではシカは県東部の県境や市町村界の山間部にのみ線状に分布するほか、県中部のわずか 4 メッシュのみの情報であり、分布は非常にまばらで限定的であったことが図 6-1 からわかる。

しかし図 6-2、3 から明かなように 25 年後の平成 15 年には県東部では分布が連続して広範囲となり、県中部や県西部でも分布メッシュが激増するとともに海岸付近でも確認されるようになった。

昭和 53 年

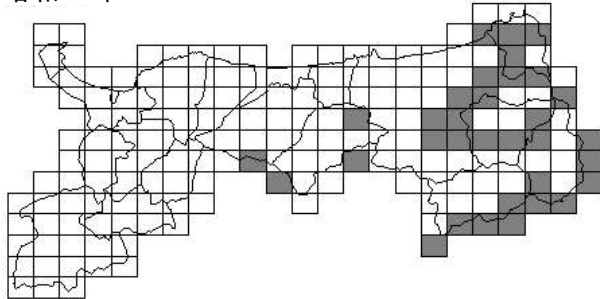


図 6-1 第 2 回自然環境保全基礎調査結果

平成 15 年

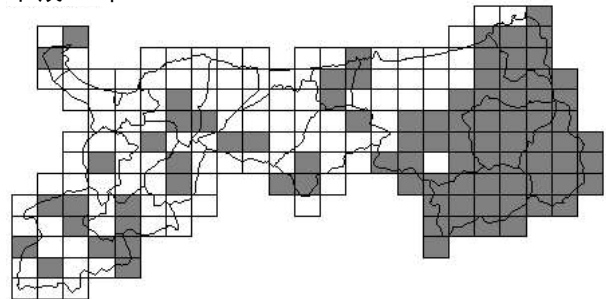


図 6-2 第 6 回自然環境保全基礎調査結果

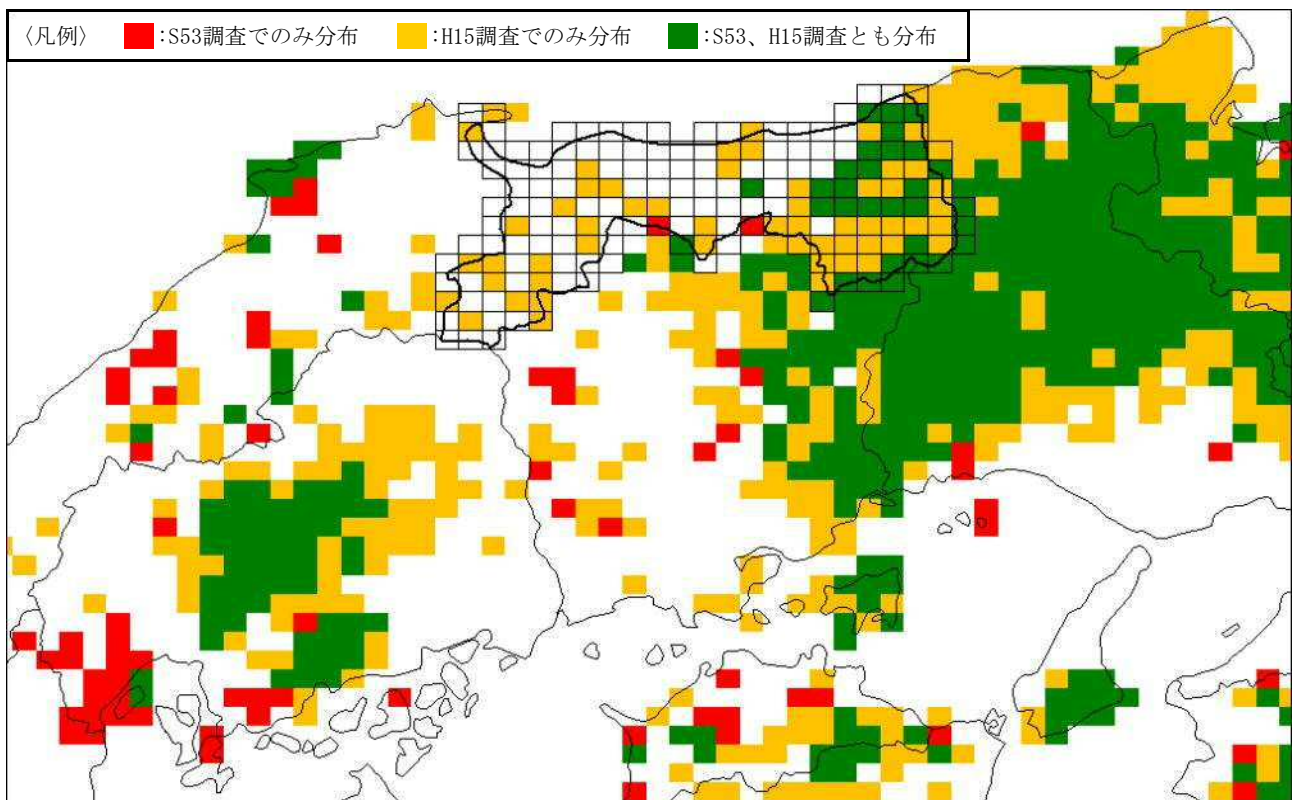


図 6-3 昭和 53 年及び平成 15 年調査結果の比較

(イ) 生息密度指標の推移

a. 糞塊密度調査法による調査の結果

平成24年度から平成27年度に狩猟メッシュ（以下「メッシュ」という）で実施した糞塊密度調査の結果を階層化した図を図7-1～4に示した。糞塊密度は八頭地域で最も高く、鳥取地域にも高い値を示すメッシュがあり、平成27年度には倉吉地域で密度が高い値を示すメッシュがなくなった。米子地域には糞塊を全く発見できなかったメッシュもあった。また、緩やかではあるが大山隠岐の高山地帯への侵入が懸念される。

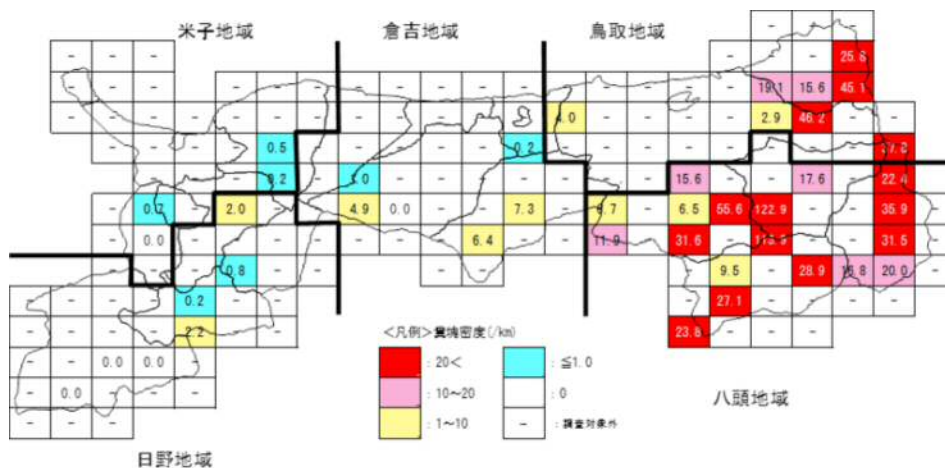


図7-1 メッシュ別糞塊密度調査結果（平成24年度）

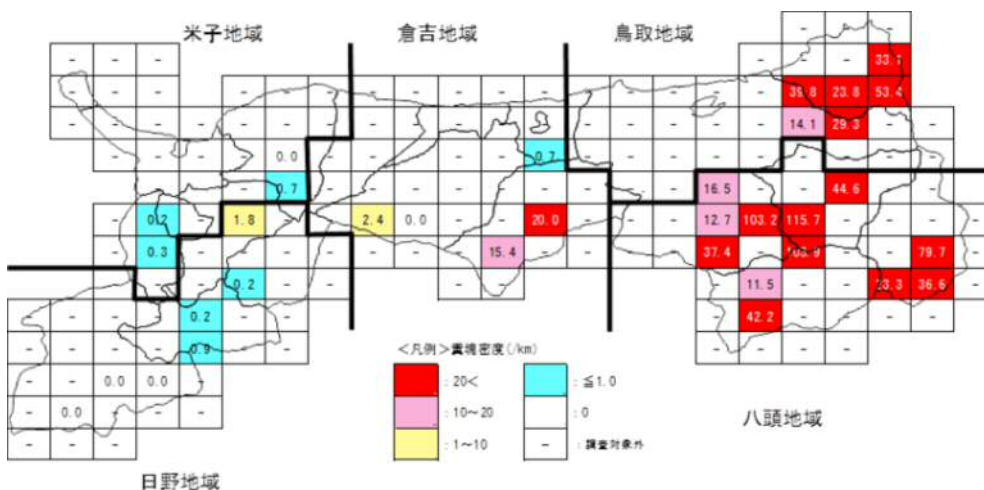


図7-2 メッシュ別糞塊密度調査結果（平成25年度）

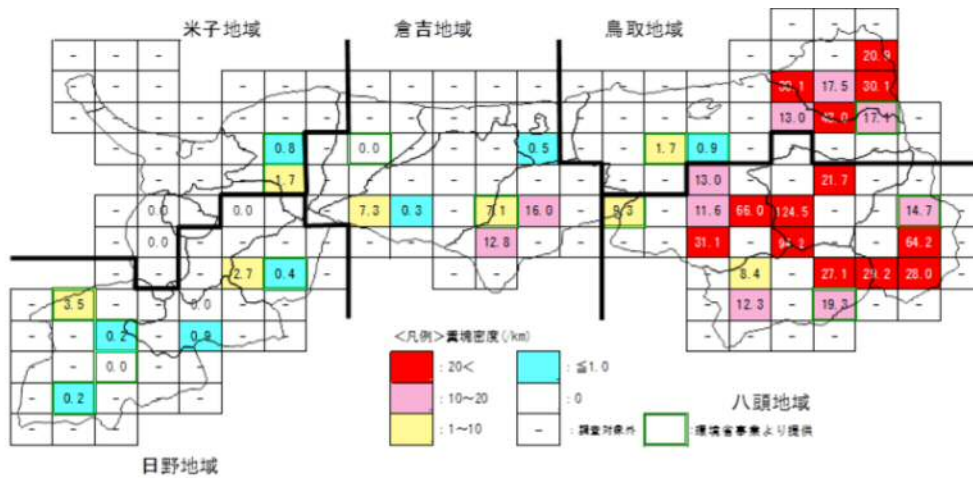


図 7-3 メッシュ別糞塊密度調査結果（平成26年度）

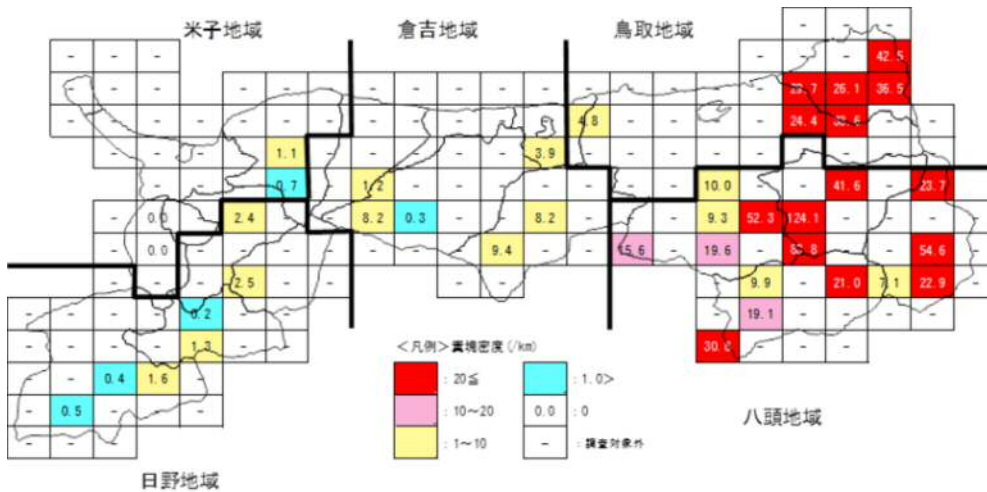


図 7-4 メッシュ別糞塊密度調査結果（平成27年度）

b. 地域別密度指標の経年変化

県の地方機関である旧地方農林振興局単位で糞塊密度調査の結果をとりまとめ、地域間の密度指標の差と、各地域の昨年度からの変化を見た。地域ごとにデータを取りまとめる際には、地域ごとに合計した総踏査距離あたりの 10 粒以上糞塊の総数の密度と、平成 20 年度を基準とした地域別の 10 粒以上糞塊密度の相対値との二種類について検討した。前者の結果を図 8-1 に、後者の結果を図 8-2 に示した。

どちらの計算方法によっても、米子、日野地域を除く 3 地域において平成 20 年度から平成 27 年度にかけて糞塊密度調査結果による密度指標は増加していた。平成 27 年度の調査では県東部の鳥取、八頭地域で減少したものの県全体では値は小さいものの平成 25 年度以降は減少傾向となった。

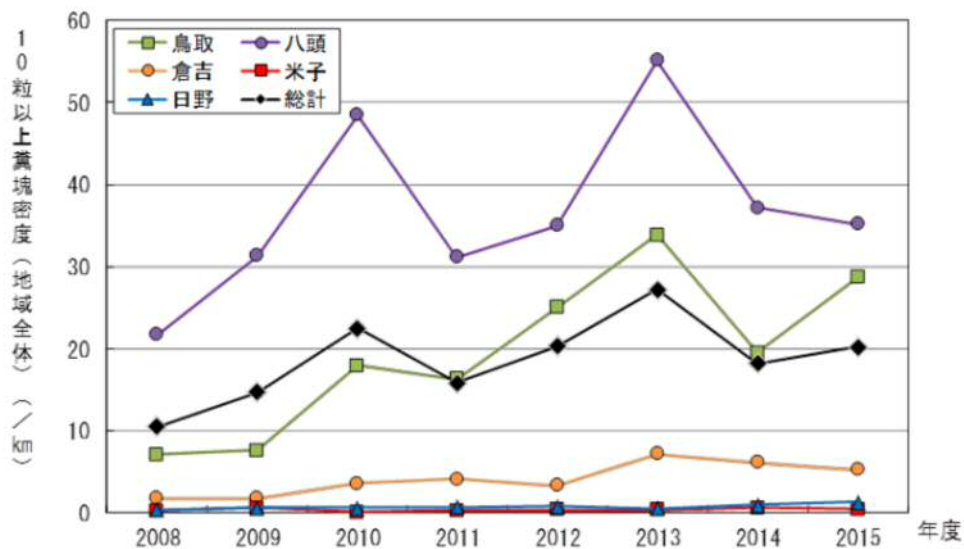


図 8-1 地域ごとに集計した10粒以上糞塊密度の変化

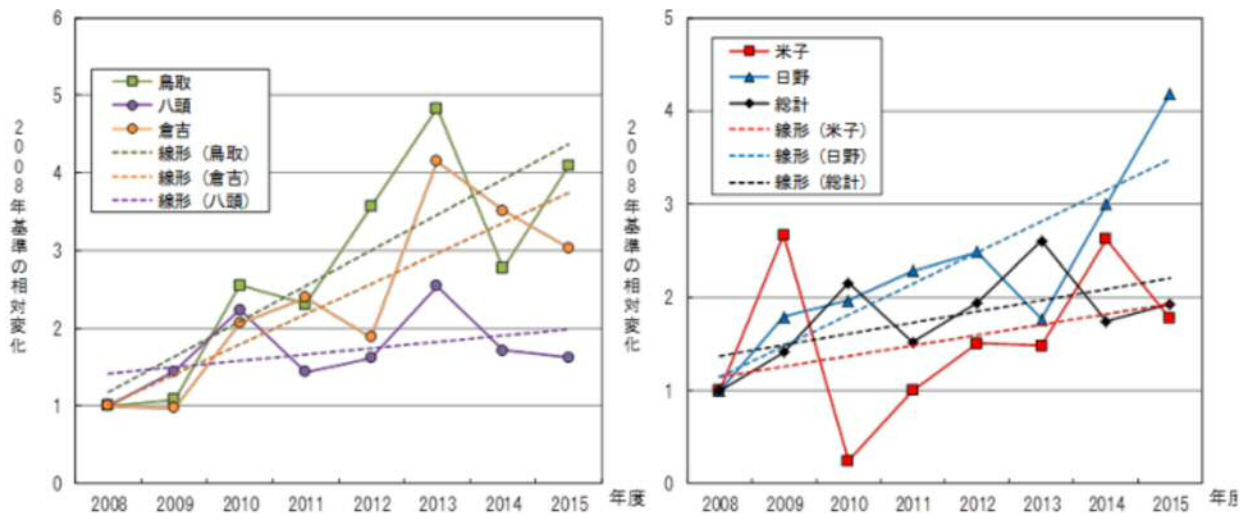


図 8-2 10粒以上糞塊密度の地域別メッシュ平均値の変化

(ウ) 捕獲状況

a. 捕獲の推移

シカが捕獲された記録のある昭和 27 年から平成 26 年までの捕獲数の推移を図 10 及び表 4 に示した。

昭和 50 年代までは稀に狩猟により捕獲されることがあったが、昭和 55 年度には狩猟による捕獲頭数が 10 頭を超え、その後増減を繰り返しながら平成 19 年度以降捕獲が急増して平成 22 年度には 3,668 頭が捕獲されている。また、有害捕獲による捕獲数は、平成 5 年に初めて 8 頭が捕獲されて以降増減を繰り返しながら平成 26 年度には過去最高の 6,468 頭が捕獲されている。

なお、捕獲に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成 15 年までは 20 パーセント以下であったが、平成 26 年は 87 パーセントを占め、有害鳥獣捕獲の比重が年々高くなっている。

また、平成27年度は県東部の県境付近の奥山において試験的に指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施した。

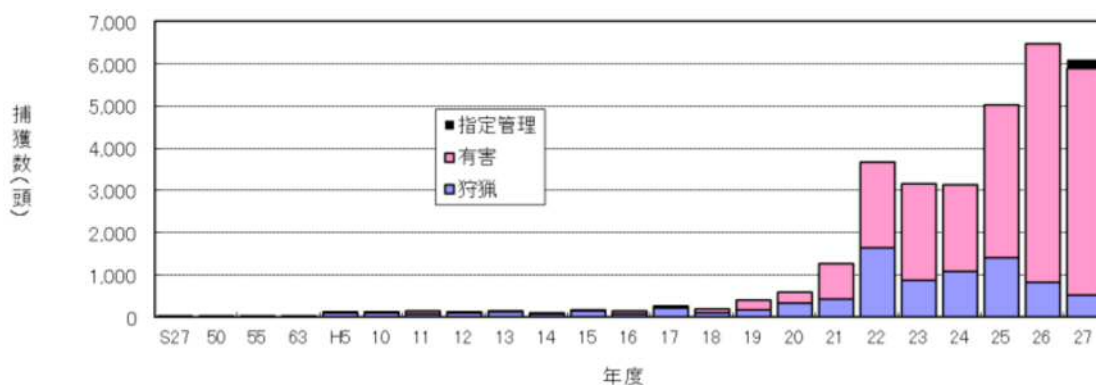


図9 シカ捕獲数の推移

表2 年度別シカ捕獲数

(単位:頭)

区分	S27	S50	S55	S63	H5	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
狩猟捕獲数	1	4	18	8	107	106	84	96	120	87	146	88	216	97	173	328	435	1,637	867	1,076	1,404	822	528	
有害捕獲数	0	0	0	0	8	14	56	16	15	9	15	71	53	90	231	263	845	2,031	2,292	2,054	3,625	5,646	5,370	
指定管理	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	199
捕獲数合計	1	4	18	8	115	120	140	112	135	96	161	159	269	187	404	591	1,280	3,668	3,159	3,130	5,029	6,468	6,097	

(鳥獣関係統計)

狩猟による捕獲方法別の捕獲数の推移を図10に示した。

従来、銃猟による捕獲が大半を占めていたが、平成12年からわな猟の捕獲数が銃猟のそれを上回ることとなり、近年は銃猟に加えわな猟による捕獲が重要な役割を果たしていることがうかがわれる。

平成22年度は積雪が多く、わな猟での捕獲より、銃猟での捕獲が大きく上回った。

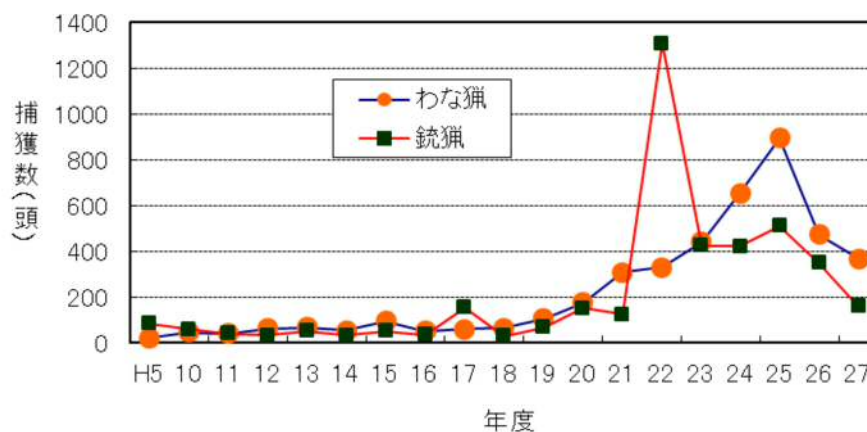


図10 狩猟による捕獲方法別捕獲数の推移

b. 狩猟における捕獲の分布状況

平成26年度の狩猟によるメッシュ毎の捕獲数の分布について銃猟のものを図11-2に、わな猟のものを図11-2に示した。

銃猟での捕獲は八頭地域が他地域に比較して多く、次点は鳥取市となっている。

銃猟では狩猟メッシュあたり3頭以上の捕獲が無かった県中西部でも、わな猟では3頭以上が捕獲されたメッシュもあり、今後の推移に注意する必要がある。

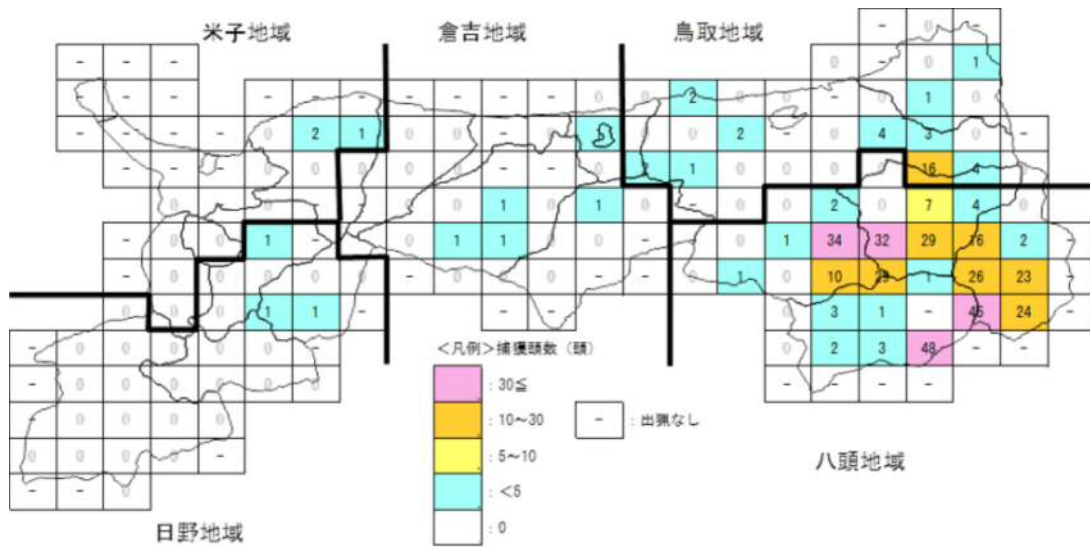


図 1 1 - 1 銃猟による捕獲数の分布 (平成26 年度)

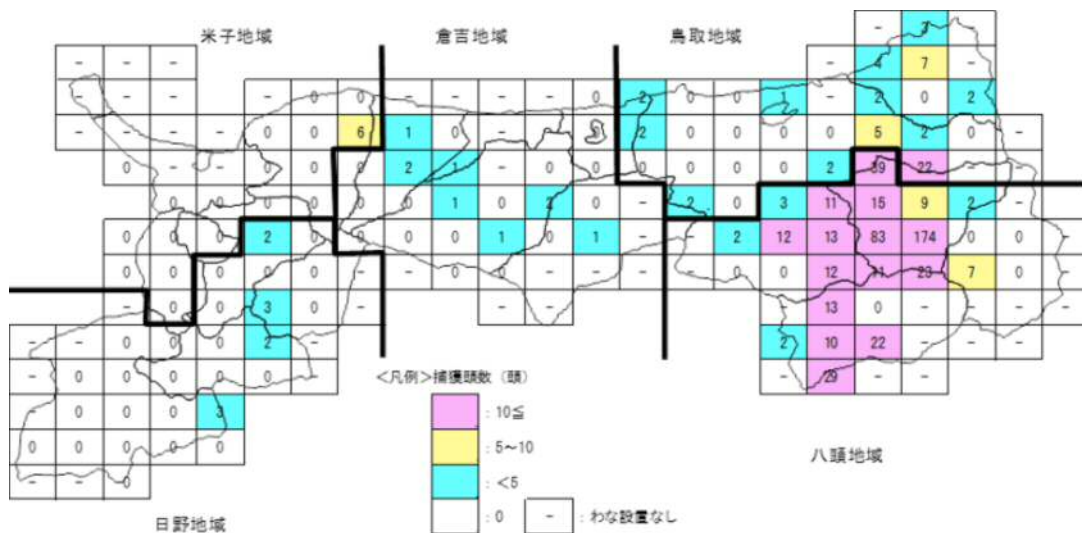


図 1 1 - 2 わな猟による捕獲数の分布 (平成26 年度)

c. 狩猟における捕獲数及び目撃数の分布状況

平成 26 年度の銃猟及びわな猟における捕獲数と銃猟による目撃数を合計して総目撃数として図 1 2 に示した。

目撃情報のあるメッシュにはシカが確実に生息していることを示しているが、目撃数は八頭地域が他地域に比較して多く、次いで八頭地域に隣接する鳥取地域が多かった。倉吉地域 7メッシュ、米子地域3メッシュ、日野地域地域5メッシュはいずれも少なかった。

この図から、シカの分布は県内全域に広がっているがその分布は限定的でまだ分布していない地域もあり、特に中部以西は未侵入の地域も多いことがうかがわれる。さらに、県内の分布は連続していないことから、八頭地域を分布の中心として同心円状に広がっているのではなく、隣接する県との連続性から鳥取県内に広がってきていると推察される。

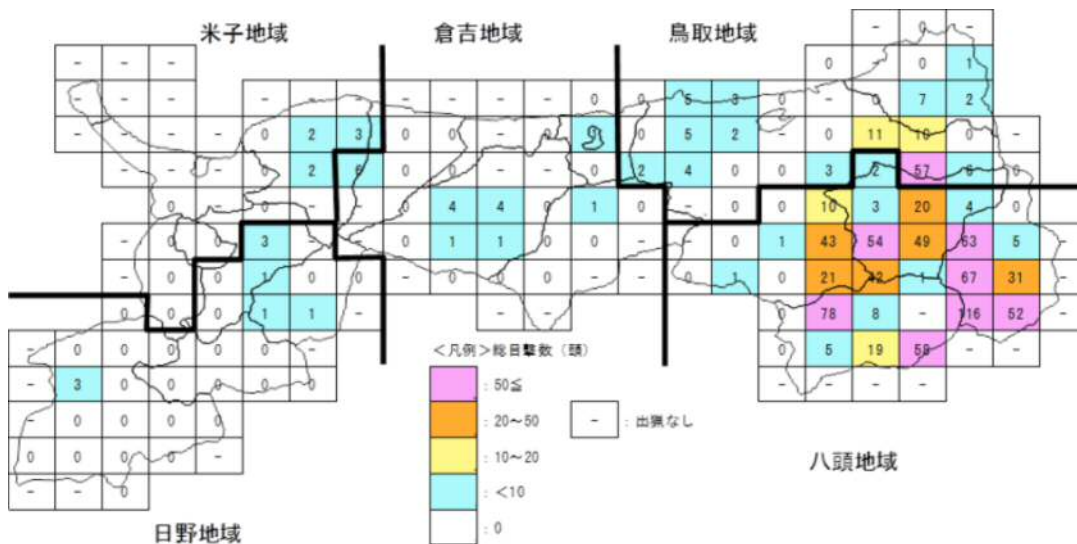


図 1 2 狩猟と有害捕獲におけるメッシュ別総目撃数（目撃数と捕獲数の合計）

d. 平成 26 年度の狩猟における CPUE 及び SPUE

一定の地域内に一定の捕獲努力が投入された場合、単位捕獲努力量あたり捕獲数（Catch Per Unit Effort : CPUE 値）は生息数を反映すると仮定し、CPUE 値をそのまま生息密度指標として利用した。銃猟の場合の CPUE 値は 1 ハンター・日あたりの捕獲数とし、わな猟の場合は 100 わな台・日あたりの捕獲数とした。図 1 3 - 1 - 1、2 に銃猟による CPUE 値、図 1 3 - 2 にわな猟における CPUE 値を示した。

密度指標の分布は、銃猟では他の調査結果と同様に八頭地域（若桜町南東部、智頭町南東部、八頭町と旧用瀬町・佐治村の境界付近）で高く、次に鳥取地域が高い。わな猟では八頭地域で CPUE 値が高い値を示すメッシュが減少したものの、倉吉地域は前年度に比べ、分布が確認されたメッシュが 2 メッシュ増加、CPUE 値も若干高くなった。

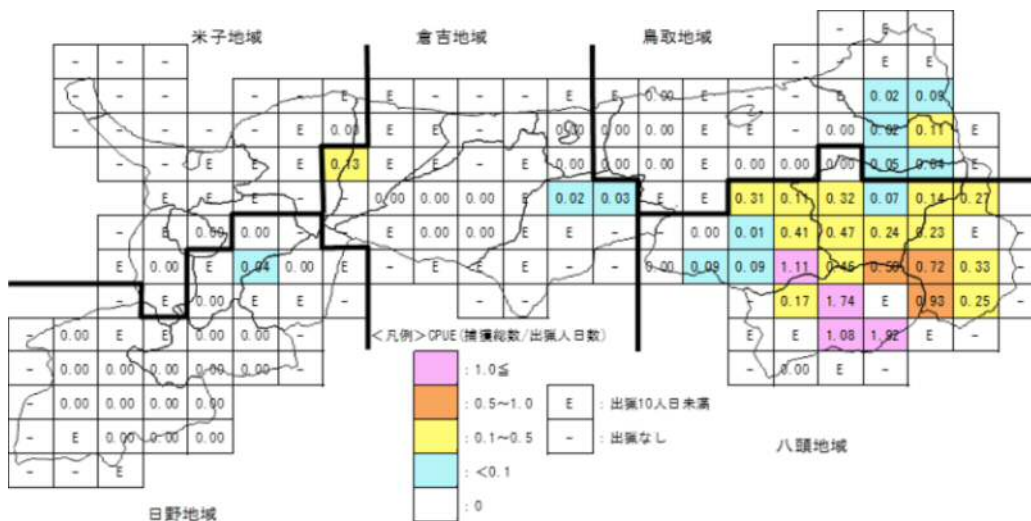


図 1 3 - 1 - 1 銃猟におけるメッシュ別 CPUE 値（2013）

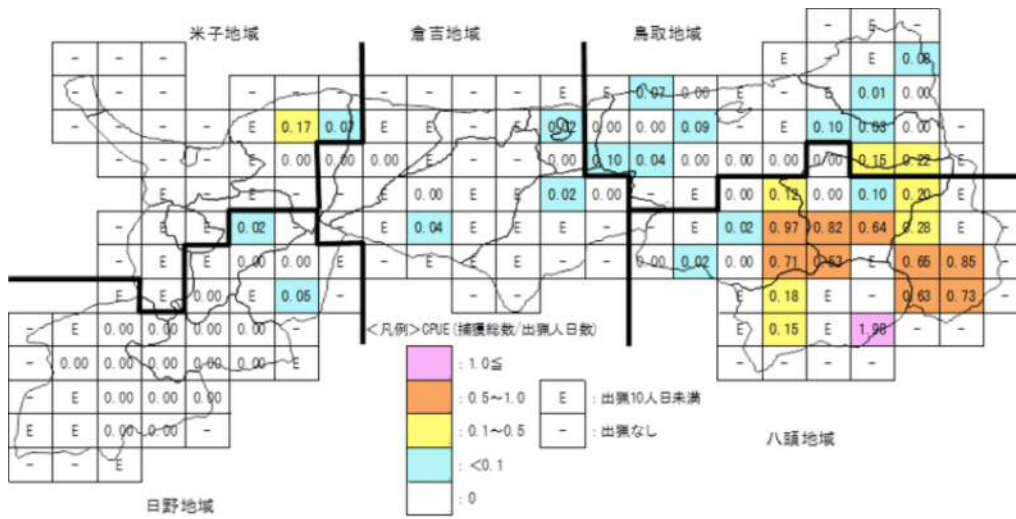


図 1 3 - 1 - 2 銃猟におけるメッシュ別 CPUE 値 (2014)

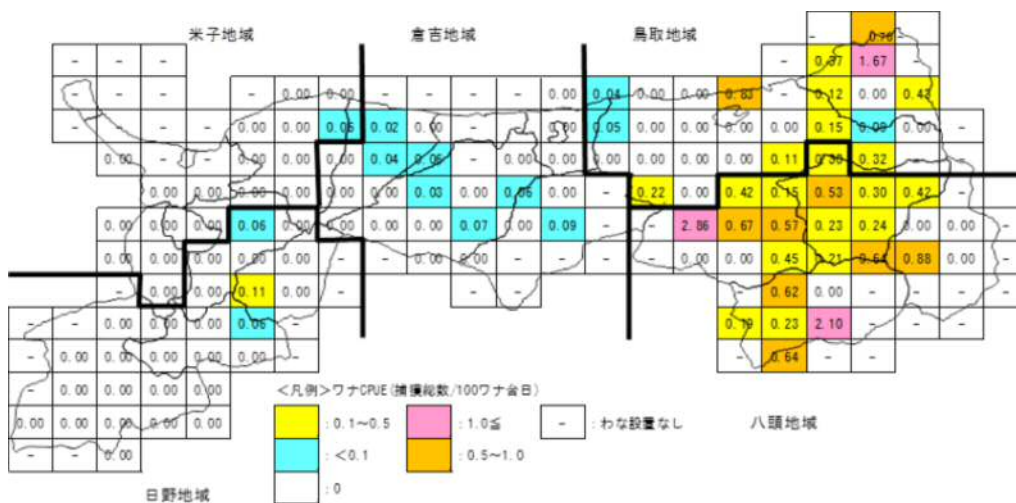
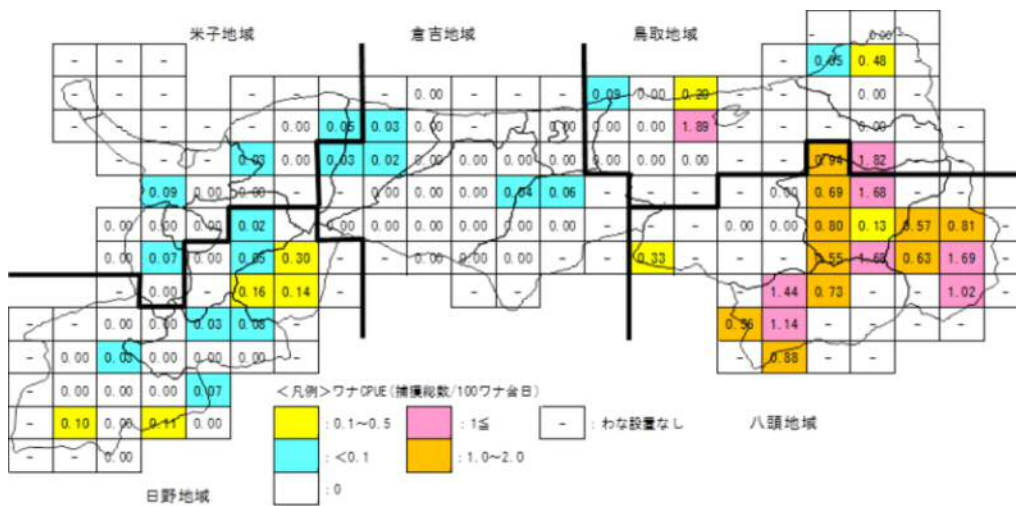


図 1 3 - 2 わな猟におけるメッシュ別 CPUE 値 (上図 : 2013、下図 : 2014)

図14に銃猟における単位努力量あたりの目撃数（Sighting Per Unit Effort : SPUE 値）を示した。CPUE値と同様にSPUE値は1ハンター・日あたりの目撃数とした。

地域ごとの様相はCPUE値等と同様に八頭地域の値が高いが、八頭地域の中でも東部と智頭町と旧用瀬町・佐治村の境界付近でよりSPUE値が高く、この地域が県内で最も密度が高いと推測される。また、県中西部地域への分布拡大傾向がみられるが、この結果は糞塊密度調査などの現地調査の結果とも一致している。

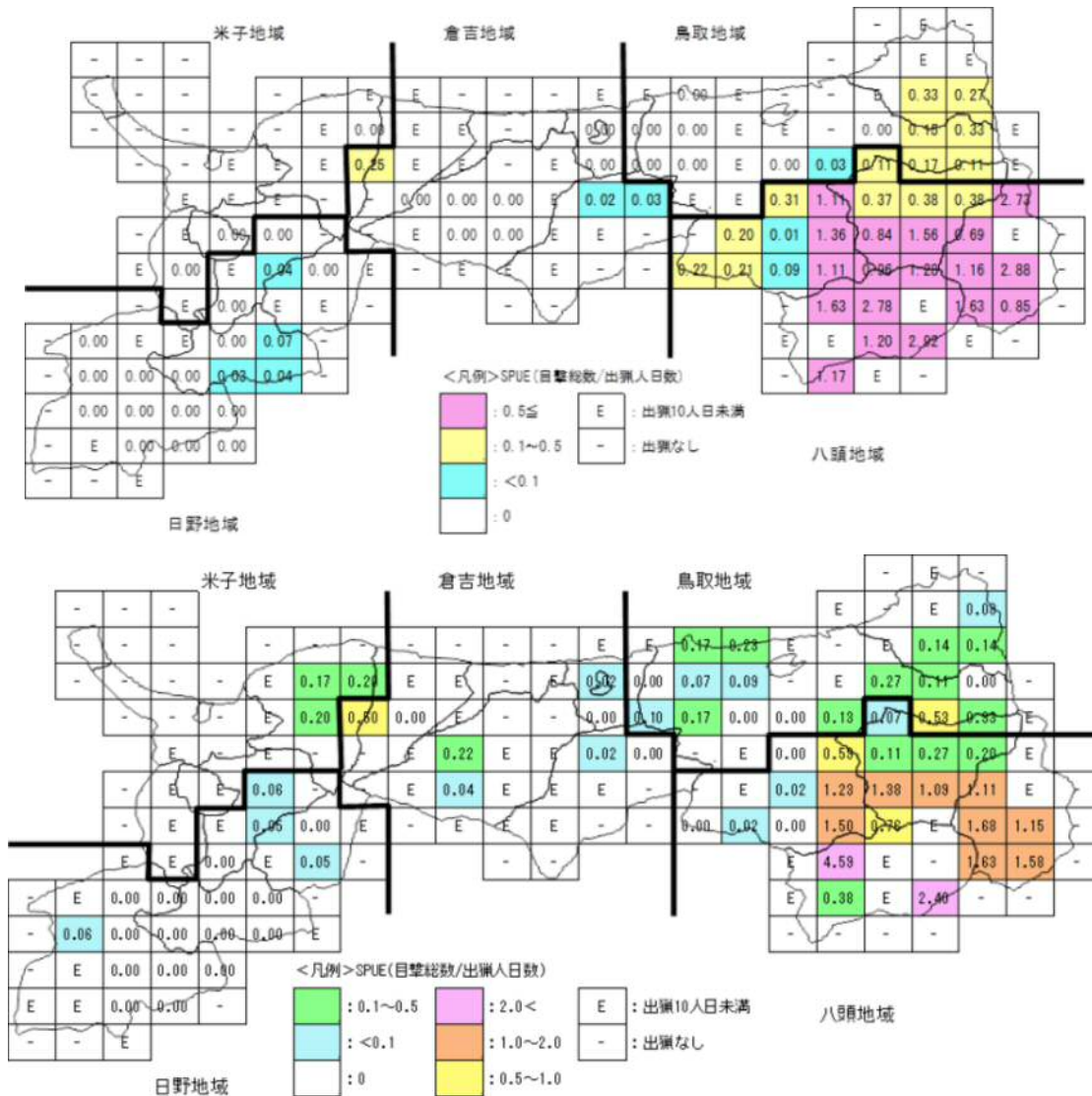


図14 銃猟におけるメッシュ別SPUE値（上図：2013、下図：2014）

ウ 被害及び被害防除状況

（ア）被害の推移

シカによる農林業被害額と被害面積の推移を図15及び表3に示した。

農林作物被害は平成7年度から目立ち始め平成13年度に急増し、平成20年度に被害額が1千万円を超えている。加害する農作物は、水稲、ダイズ・アズキ等の豆類、大根など他種類に及び（図16-1）、新芽などの作物の生長点を含む部分を好んで食べる傾向がある。特に山林に隣接した耕作地で被害が多くみられる。平成25年度以降は被害額が5百万円未満に減少し推移している。

林業被害については、平成 22 年度に急激に増加した。平成 22 年度は秋にブナ科堅果類が凶作であり、加えて冬季に積雪が多かったことからシカの餌が不足して、造林木への被害が急激に増加したものと推察される。シカは植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉を食害するほか、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食により若齢木や壮齢木を枯死させたり、商品価値を著しく低下させている。近年、鳥取県の造林面積は年々減少を続けているが、バイオマス利用で高まる背景に皆伐・再造林が求められており、植栽木の被害対策が求められている（図 1 6 - 2）。

また、近年、シカが住宅敷地内へ侵入し、庭木の食害も確認されている。

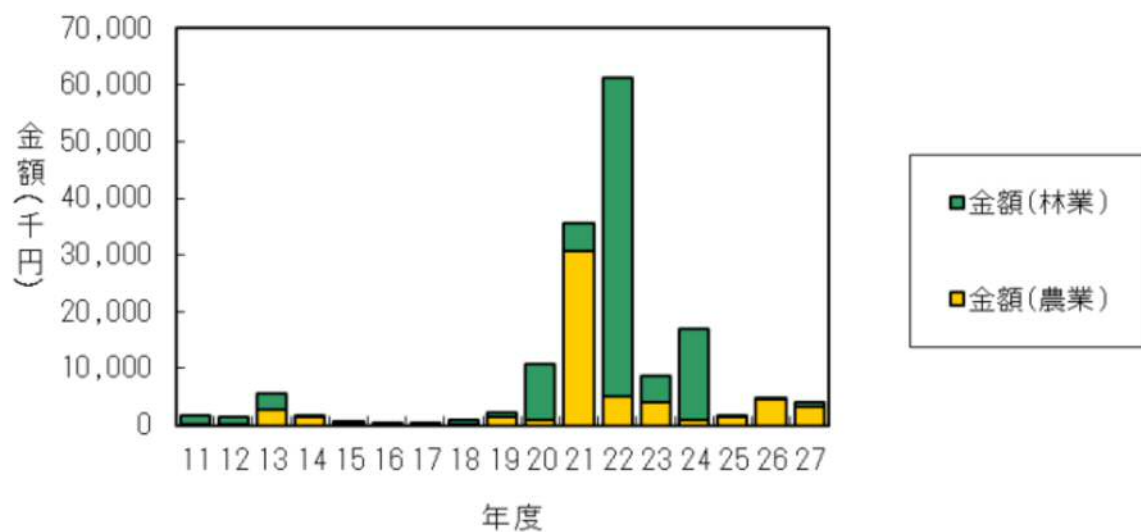


図 1 5 農林被害額の推移

表 3 年度別農林被害額の推移

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
農業被害 金額 (千円)	191	70	2,706	1,500	242	171	128	262	1,490	1,009	30,736	4,956	3,924	997	1,511	4,630	3,321
林業被害 金額 (千円)	1,400	1,500	2,837	175	417	89	347	734	637	9,844	4,836	56,223	4,713	15,944	114	14	673
被害額合計	1,591	1,570	5,543	1,675	659	260	475	996	2,127	10,853	35,572	61,179	8,637	16,941	1,625	4,644	3,994

(鳥取県農林水産部資料)



図 1 6 - 1 大根の食害痕



図 1 6 - 2 スギ若齢林の食害痕

(イ) 被害対策等の実施状況

イノシシ等の他の獣類からの被害防止対策との併用も含め、補助事業を活用し捕獲及び防除対策等を組み合わせて実施している

○被害防止施設の整備

侵入防止柵（複合柵（ワイヤーメッシュ柵＋ネット・電気柵）、ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）の設置（表4）について支援が行われている。

○有害鳥獣捕獲

箱わな等の捕獲用具の導入のほか、猟友会への委託等により編成した捕獲班での有害鳥獣捕獲の実施や、各集落や農事組合での有資格者による囲いわなの設置等の自衛駆除が行われている。

○捕獲奨励金の交付

捕獲を推進するため、有害捕獲でシカを捕獲した者に捕獲奨励金が交付されている。

○狩猟者の養成

県は、狩猟免許取得予定者に対し、関係法令や捕獲技術の指導講習会を開催し、捕獲従事者の確保に取り組んでいる。（新規狩猟免許取得のべ人数 H27 年度 246 人、28 年度 219 人）

○民間指導者の育成

県は、地域で対策技術の指導・支援ができる指導者（イノシッシ）を養成・登録するための研修会を実施して、人材の確保を図ってきた。

表4 被害防止施設の整備状況

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
防止柵(km)	152	128	179	163	112	105	160	110	80	59	47	35	343	323
電気柵(基)	—	98	349	526	720	753	1,032	1,050	1,095	410	342	425	511	542
囲い罠(基)	12	29	80	92	82	68	74	62	50	58	42	87	84	146
事業費(百万円)	26	41	107	116	94	92	177	267	172	108	106	112	181	228

注) 平成21年度以降は防止柵の延長には電気柵も含む (鳥取県農林水産部資料)

	23年	24年	25年	26年	27年
防止柵(km)	620	312	384	290	346
電気柵(基)	-	-	-	-	-
囲い罠(基)	-	-	-	-	-
事業費(百万円)	189	108	134	108	128

(ウ) 森林生態系への影響

県東部の森林では、造林木等への林業被害だけでなくササ等の下層植生の食害が進んでおり、兵庫県境と岡山県境の山岳地域で著しい。氷ノ山後山那岐山国定公園特別地域等でも林床が裸

地化しているところも目立つようになった。また、近年、大山隠岐国立公園においても希少植物の食害発生の恐れが高まっている。



図 1 8 氷ノ山国立公園内第二種特別地域

(エ) 人獣共通感染症の拡大

シカの生息が多く確認されている地域では、ダニ類の増加が登山者や林業従事者等の入山者を悩ませている。本県では、平成 19 年度以降、にダニが媒介する日本紅斑熱の患者が 29 人確認されており、シカの増加に伴いダニが増加し、患者が増加することが懸念される。

エ 狩猟者の動向

(ア) 狩猟免許所持者数の推移

個体数を管理するための捕獲の担い手となる、県内の狩猟免許所持者数の推移を図 1 8 及び表 5 に示した。

狩猟免許所持者の総数は漸減を続けており、特に銃猟免許所持者の減少は著しく平成 28 年度は昭和 55 年度の 24.18 % まで減少している。わな猟免許所持者については、漸増しており、平成 22 年度は 9501,363 人を越えている。

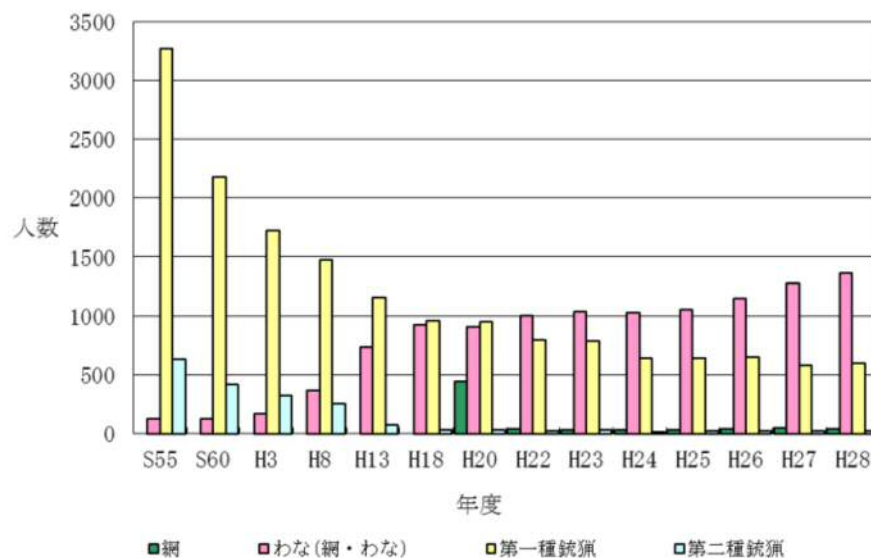


図 1 8 県内狩猟免許所持者数の推移

表 5 県内狩猟免許所持者数

(単位:人)

年度	S55年	60年	S3年	8年	13年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
網猟								712	444	50	38
わな猟 (網、わな)	128	125	171	367	732	946	922	930	911	940	965
第一種銃猟 (装薬銃等)	3,266	2,175	1,722	1,477	1,160	1,098	959	954	946	803	788
第二種銃猟 (空気銃)	630	417	323	257	73	34	34	32	33	25	25

年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年
網猟	30	30	32	37	46	44
わな猟 (網、わな)	1039	1024	1054	1146	1277	1363
第一種銃猟 (装薬銃等)	783	640	638	649	580	594
第二種銃猟 (空気銃)	27	18	19	21	21	24

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離
(鳥取県鳥獣関係統計)

(イ) 狩猟免許所持者の年齢構成の推移

県内の狩猟免許所持者全体の年齢構成の推移を図19及び表6に示した。

60歳以上の者が占める割合は昭和55年度から増加を続け、平成19年度以降は狩猟者全体の60パーセント以上を占めることとなり狩猟者の高齢化が進んでいる反面、近年、若手の新規免許取得者が増加傾向にあり、ベテラン猟師から若手猟師への捕獲技術の伝承等による即戦力となる後継者育成が急務となっている。

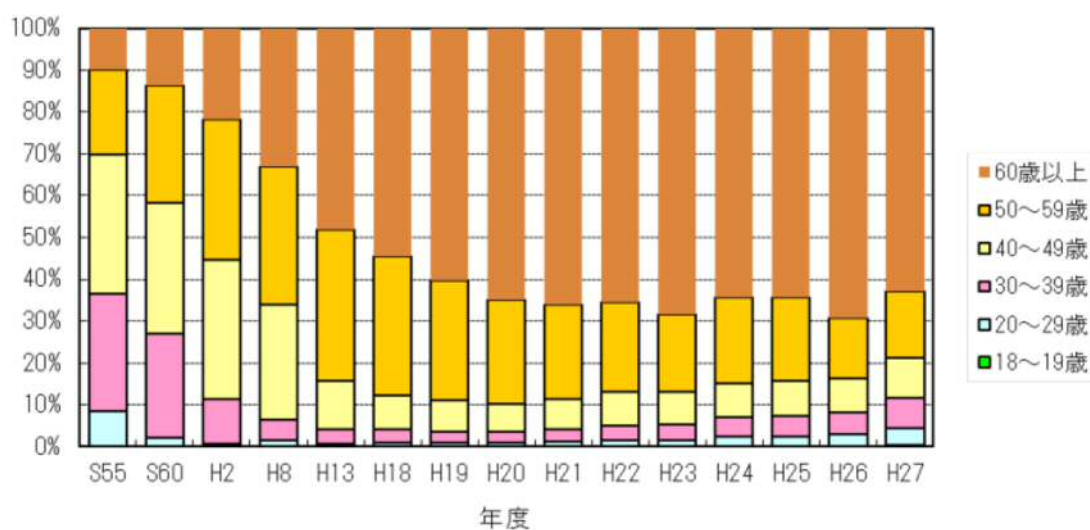


図 1 9 県内狩猟免許所持者の年齢構成の推移

表6 県内狩猟免許所持者の年齢構成

(単位:人)

区分	S55	S60	H2	H8	H13	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
18～19歳															6
20～29歳	338	56	20	31	15	21	28	26	22	27	28	43	43	56	78
30～39歳	1,128	682	251	103	65	59	70	61	56	66	73	79	86	99	142
40～49歳	1,343	842	787	578	227	155	193	154	129	143	145	136	143	149	181
50～59歳	821	766	798	695	712	637	753	580	412	390	347	351	348	265	306
60歳以上	394	371	515	694	946	1,043	1,584	1,513	1,199	1,189	1,286	1,103	1,123	1,284	1,211
(のべ) 合計	4,024	2,717	2,371	2,101	1,965	1,915	2,628	2,334	1,818	1,815	1,879	1,712	1,743	1,853	1,924

※平成27年5月29日改正鳥獣保護管理法の施行により、網猟免許、わな猟免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げ

(鳥取県鳥獣関係統計)

(ウ) 狩猟者登録数の推移

県内の狩猟者登録数の推移を図20及び表7に示した。

本県ではシカの個体数管理は狩猟と有害捕獲によって行われており、それぞれの従事者は狩猟者登録が条件とされている。狩猟者登録総数は増加傾向にあるが、第一種銃猟(装薬銃等)の登録者数は下げ止まり傾向であり、わな猟の登録者数は増加し続けている。近年、わな猟が許可捕獲の主流となっているが、銃猟登録者の少数化が捕獲作業に及ぼす影響も懸念されるところである。

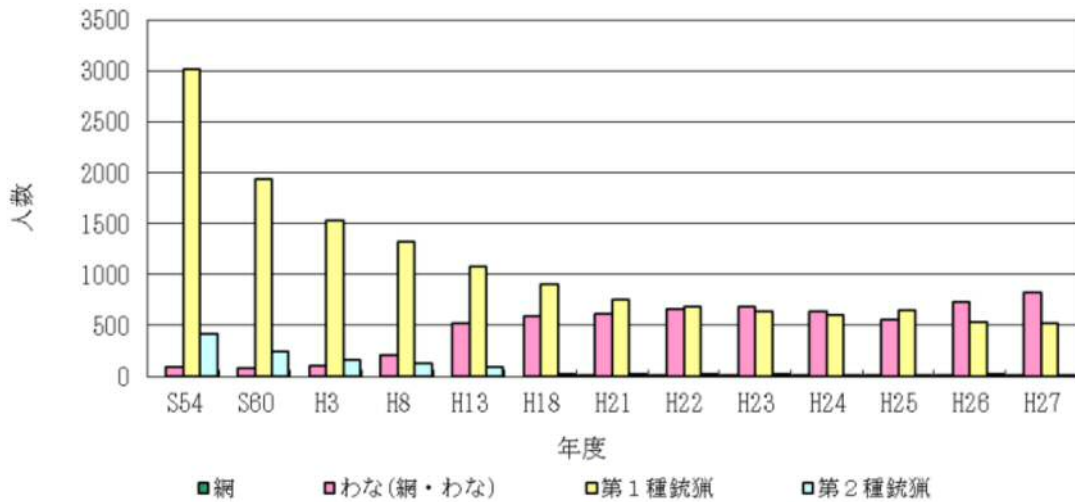


図20 県内狩猟者登録数の推移

表7 県内狩猟者登録数

(単位:人)

区分	S54	S60	H3	H8	H13	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
網							3	2	4	3	5	4	7
わな(網・わな)	88	81	107	213	518	594	613	659	681	634	559	729	827
第1種銃猟	3,023	1,939	1,535	1,323	1,081	904	760	683	638	607	655	539	522
第2種銃猟	422	243	161	123	92	29	27	18	22	17	17	21	15
合計(のべ数)	3,533	2,263	1,803	1,659	1,691	1,527	1,403	1,362	1,345	1,261	1,236	1,293	1,371

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離 (鳥取県鳥獣関係統計)

(2) 管理の目標

各種既存資料及び生息密度指標の解析結果からシカの生息数は増加傾向にあり、生息域も県の中・西部へ拡大している傾向にある。その影響は、各種人間活動や森林生態系に及び始めている。

したがって、地域の実態に応じた被害対策と一体的に許可捕獲及び狩猟による個体数調整を早期かつ効率的に実施することにより、各種被害の軽減を図りながらシカの個体数の安定的水準を維持することが必要であると考えられる。

以上の点を考慮して、管理の目標を次のとおりとする。

- 個体数調整によりシカの個体数を削減し、生息域の拡大を抑制する。
- 農林業被害等のシカと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保を図る。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

シカの個体数は、自然条件下において、農林業被害のない安定した状態で維持することが重要である。

しかし、シカの生息域が人間活動の場と重なり合うようになり、狩猟者の高齢化等による捕獲圧の低下も懸念されているなか、農林業被害や公共交通障害が発生するなどの軋れきや、森林生態系へ深刻な影響が出始めている。

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画では、このような様々な影響を低減させるための方策として個体数の管理や被害防除対策を早急を実施し、シカの生息状況のモニタリングをおこなって計画の検証を継続的に実施するとともに、計画の達成状況の点検、評価を行い、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に反映（フィードバック）させていくものとする。

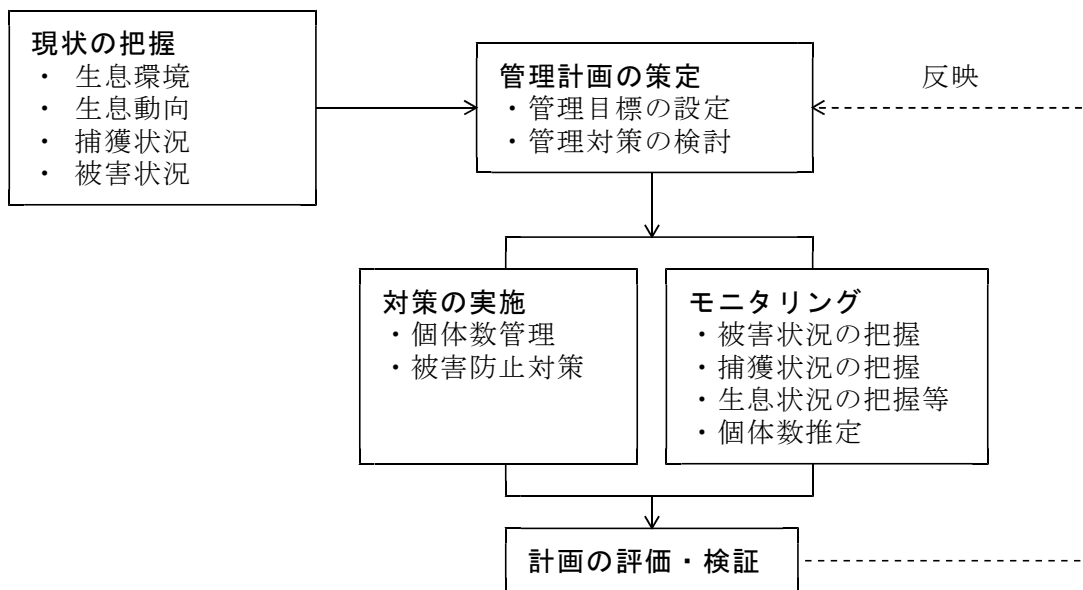


図 2 1 ニホンジカ管理のフロー

6 数の調整に関する事項

(1) 個体数管理の目標

平成 19 年にメスジカの捕獲禁止措置が廃止されて以降、狩猟による捕獲数は前年比 2 倍のペースで増加し、有害鳥獣捕獲による捕獲数も狩猟と同程度に増加しているが、その効果もなく農林業被害は著しく増加し続けている。しかも、狩猟者の減少と高齢化が進んでいる現状では今後の捕獲圧の低下は必至であり、数のコントロールは困難な状況に陥りかねないことが容易に予想されるため、早急に現状以上の強い捕獲圧をかけることが重要である。

シカの密度と被害水準や生態系へのインパクトとの関係については明確な基準がない。農林業被害があまり大きくなならない密度は 1～2 頭/平方キロメートルといわれているが、個体群の生息密度及び生息頭数を正確に把握することは難しく、仮に求めた数値を基に管理をしても過小評価により見直しを余儀なくされる例が他県では多い。そのため、シカの許容生息密度の判定はこれまでの生息状況調査から得られた各種指標を基にした総合的な評価が必要となる。

シカの生息密度の指標としては S P U E 値が現実に近い密度指標になると言われており、平成 21 年度の調査結果は糞塊密度調査や農林業被害の分布状況等の結果とも一致している。また、シカの生息情報があっても農林業被害が顕在化していない地域も存在しており、シカの生息密度を同様のレベルに誘導していくことが人とシカとの共存の観点から望ましいと考えられる。

具体の行動目標として、平成 25 年 12 月に環境省・農林水産省が共同発表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ個体数半減に向けた捕獲目標を「平成 35（2023）年度までに平成 23（2011）年度時点の推定個体数を半減」としている。

これを踏まえ、本計画においては、9,000 頭以上/年の捕獲を当面の目標とする。

【捕獲目標の基本的な考え方】

当面は平成 23（2011）年度時点の捕獲数の 2.9 倍を維持。（9,161 頭）

※ 3,159 頭（平成 23 年度の捕獲数）

※ 28,052 頭（平成 23 年度の個体数推定値・中央値）

※ 個体数半減目標値：14,026 頭（4.6 頭/km²未満）

以上により、今後、各種被害状況の推移や各種モニタリング調査（糞塊密度調査、CPU E 値等捕獲状況の把握、個体数推定・将来予測等）の結果を参考にしながら、必要に応じて捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行うなど状況に応じた順応的対策を実施していくこととする。

【参考】都道府県単位 ニホンジカの個体数推定及び将来予測の結果（赤線枠を追記）

環境省 甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業（平成26(2014)年度）

鳥取県 ニホンジカの個体数推定及び将来予測の結果について



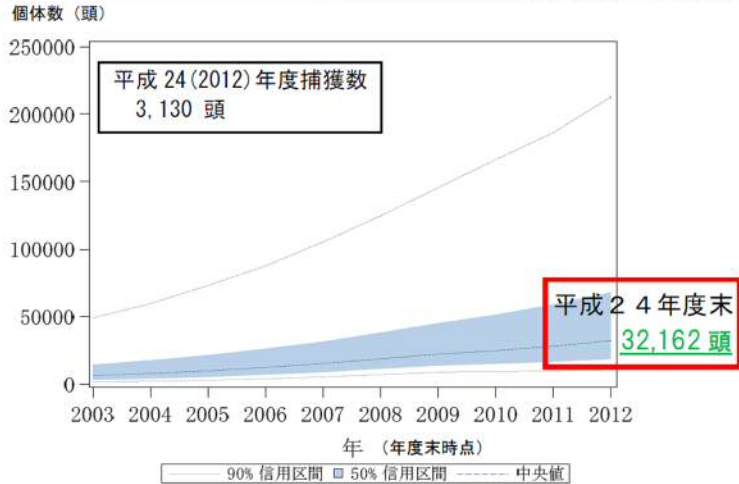
1. 個体数推定の結果

➤ 平成24(2012)年度末の推定個体数
中央値 32,162 頭

90%信用区間 10,797~212,913 頭
50%信用区間 18,523~68,019 頭

※「階層ベイズモデル」による推定結果（これまで鳥取県で採用していた方法とは異なる推定法による結果であることに留意が必要）。

※参考：平成25(2013)年度末の推定個体数は、中央値で 35,298 頭、90%信用区間 9,933~239,458 頭、50%信用区間 19,427~76,744 頭。



2. 将来予測の結果

(1) 現行（平成23(2011)年度）の捕獲率^注を維持する場合

➤ 平成35(2023)年度の推定個体数
中央値 94,058 頭

90%信頼区間 14,315~491,973 頭
50%信頼区間 45,611~193,664 頭

注：「捕獲率」とは、推定個体数に対する捕獲数の割合を指す。

平成23(2011)年度捕獲率は、中央値0.10、90%信用区間 0.02~0.24



(2) 平成35(2023)年度に現行（平成23(2011)年度）の個体数を半減させる場合

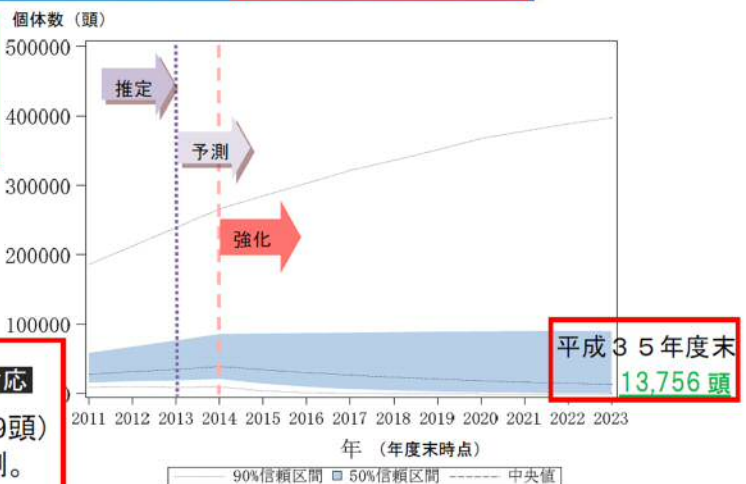
➤ 平成35(2023)年度の推定個体数
中央値 13,756 頭

90%信頼区間 5~397,309 頭
50%信頼区間 941~90,330 頭

※全国目標（平成35(2023)年度に平成23(2011)年度の個体数から半減）と同じく、県で半減させるシナリオで予測を実施。改正鳥獣法が施行される平成27(2015)年度当初から対策を強化すると仮定。

【結論】個体数を半減させるための対応

平成23(2011)年度の捕獲頭数(3,159頭)の2.9倍を維持すると半減すると予測。



(2) 個体数管理の方法

ア 狩猟

(ア) シカの狩猟期間は、11月1日から翌年2月末日までとする。

本県でのシカの狩猟期間はイノシシの狩猟期間と同様で、他の狩猟鳥獣に比べて約1ヶ月間長く、相互に捕獲圧の向上を図ることが期待できる。

(イ) シカの狩猟において、くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるものの使用を認める。

近年シカの捕獲数はわな猟によるものが銃猟によるものを上回る傾向にあり、今後もわな猟による捕獲が主流となることも予想される。この規制解除により、捕獲圧の向上を図ることが可能となる。

なお、ツキノワグマの生息地域におけるくくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲については、鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に基づいて適切に対応する。具体的には、狩猟免許所持者を対象とした講習会での本県におけるツキノワグマの保護・管理の現状説明や、狩猟者登録の際にくくりわなの架設方法に配慮を求める啓発チラシの配布等の取組を進めるとともに、県猟友会から錯誤捕獲防止について指導強化の協力を求めていくこととする。また、錯誤捕獲の発生時には、専門技術者による放獣等のツキノワグマ出沒等対応基準に沿った適切な対応を進めていくこととする。

(ウ) シカの狩猟において、一人・一日当たりの捕獲頭数の制限を解除し、制限無しとする。シカは集団性が強く「群れ」をつくる傾向にあることから、銃猟者はシカと出会う際に効率的かつ強力な捕獲圧をかけることが可能となる。

ただし、個体群の増加を抑制し、生息密度を低下させるにはメスを主に捕獲することが重要であることから、各種研修会等の機会を通じてメスの捕獲の各種有用性を普及啓発し推奨するものとする。

イ 許可捕獲

許可捕獲については、予察による捕獲の対象区域の県下全域とする。

これにより、恒常的な被害が認められ始めた地域で、捕獲を促進する効果が期待される。

ウ 狩猟免許所持者の確保

狩猟免許試験受験者の利便性の向上や負担の軽減を進め、受験者の増加を図ることによって狩猟免許所持者を確保する。併せて、各種講習会を開催し安全かつ効率的な捕獲技術を有する捕獲者を養成する。

また、銃猟者について、大型獣類の捕獲には欠かせないことから、第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可の新規取得と更新を支援して、特に確保に努めることとする。

(ア) 「狩猟者養成講習会」の開催

狩猟免許取得に必要な知識・技能の講習会（無料）の開催。

(イ) 「狩猟者養成講習会」及び「狩猟免許試験」の休日開催

受験機会を増やすため「試験日」の追加を検討。

(ウ)「捕獲安全講習会」の開催

既に狩猟免許を所持する者に対し、免許種別に応じた捕獲技術の向上を図るための技能講習会を開催する。

(エ)「若手銃猟者養成講習会」の開催

シカの捕獲に際し様々な役割を担う銃猟者の確保を図るため、関連する法的手続への支援を含めて猟友会と連携した各種講習会開催等の取組について検討する。

(オ)「射撃場整備検討会」の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）の改正により更新時の技能講習の義務化、狩猟期前射撃練習の努力義務化に伴い、銃猟者確保のため、平成28年度に鳥取射撃場の再整備・供用を再開した。なお、大口徑ライフル射撃場については、整備の必要性を含めて検討する。

(カ)ライフル銃所持許可者への支援

肩高が高く、姿の確認しやすいニホンシカの捕獲には、遠射のきくライフル銃が効果的であるが、ライフル銃の所持には継続して 10 年以上の散弾銃の所持が必要であるため、県内の所持者は少ない。また、更新時の技能講習が義務化されたが、県内には狩猟用ライフル銃の射撃場が無い場合、ライフル銃の技能講習は県外で行う必要があり、更に減少することも危惧されるため、ライフル銃の所持者へは、更新に係る支援を行う。

(キ)その他狩猟者確保・養成に関する施策

平成 28 年度開校のハンター養成スクールの開講、平成 27 年度創設の若手猟師参入促進補助金による 40 代以下の若手狩猟者の養成・確保を図る。

エ 個体数調整の推進

(ア) 広域的捕獲を推進する。

早期に数値目標を達成するため、隣接県との連携による県境を跨いだ捕獲強化期間の設定や指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により、奥山から里山まで面的に捕獲圧を高めることを推進する。（兵庫県・岡山県との連携）

(イ) 捕獲に係る具体的な取組を促進するため、各種支援策を検討する。

- a. 捕獲用具（箱わな、囲いわな等）の導入促進
- b. 猟友会等が行う捕獲活動への支援
- c. 捕獲奨励金の交付
- d. 低コスト・低労力な大型囲いわなによる捕獲の実証・普及
- e. シカ肉等の利活用の推進

シカ肉はイノシシ肉に比べて脂身が少なく、食味の点等から狩猟者に捕獲を敬遠される傾向がある。しかし、一方ではフランス料理などの高級食材として取引されており、皮や角なども自然素材として多方面に活用可能である。シカ自体の付加価値を高めることにより捕獲者の捕獲意欲の向上を図るため、天然資源としてのシカの新たな需要の掘り起こしや販路の拡大、解体処理施設の整備等を図ることとする。

f. 捕獲個体の残渣処理

個体数調整の結果大量の解体残渣の発生が懸念されるが、その扱いについて市町村等関係機関と調整の上、処理体制の整備を図るとともに焼却場等処理施設の整備についても検討す

ることとする。

g. 奥山捕獲効率アップ手法の検証

奥山での捕獲効率を高めるため、効果的な捕獲手法を実証・検討する。

(ウ) 新たな捕獲体制について推進する。

a. 鳥獣被害対策実施隊設置の推進及び機能強化

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく鳥獣被害対策実施隊について、現在県内14市町で設置されている。引き続き設置を推進すると共に捕獲等の機能強化を図る。

b. 住民が参加した捕獲体制の推進

集落における捕獲頭数の向上及び狩猟者の負担軽減を目的とし、技能講習会や現地指導会を実施し、狩猟者と地域住民が共同で捕獲に取り組む体制づくりを推進する。

(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

鳥獣保護管理法第7条の2第2項第5号に係る指定管理鳥獣捕獲等事業について、同法第14条の2に基づく実施計画を策定して実施することとする。

7 被害防除に関する事項

(1) 侵入を防ぐ対策

ア 集団的・効果的な侵入防止柵の設置促進

被害予防対策として農林地等への侵入を物理的に阻止するための侵入防止柵の設置を促進する。

なお、被害防止効果や施設への投資効果を高めるため、集落等の農家・住民の合意形成による集団的で効果的な設置を推進する。

イ 低コストで効果的な侵入防止柵の導入

跳躍力に優れるシカ対策用の侵入防止柵は2m程度の高さが必要となるが、県内では他の獣類による被害も多発する傾向にあり、総合的な侵入防止効果を併せ持つ柵形式の選定が必要である。

また、冬期の積雪や傾斜地が多いことなどの地域条件や、過疎化・高齢化が進んだ中山間地域の実情も踏まえた、低コストで設置管理が可能な侵入防止柵の設置を推進する。

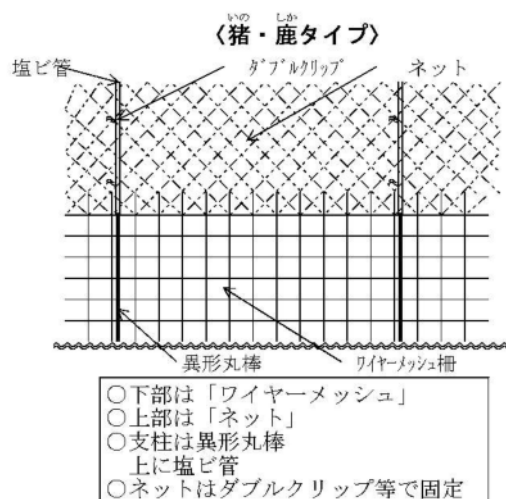
○とっとり式獣類侵入防止柵「シシ垣くん」

ワイヤーメッシュ柵の上に ネット柵や電気柵を設置した「シシ垣くん」タイプの複合柵の設置を推進する。

※設置が容易で低コスト、積雪や風に強く管理が容易。柵をよじ登ったり跳び越えようとする野生動物に効果的。



(智頭町上市場)



○「リユース漁網柵」

造林地などの森林は守るべき面積が大きいことから、資材コストや設置労力を低減するため、リユース漁網（沖合底引き用の太めで丈夫な網を使用したネット）などネット柵等の設置を推進する。



※ 2.5m、3m 幅のネットを使用して、2m 以上の高さを確保して設置。耐久性の向上とシカ誘引を防ぐため、流水処理による塩抜きが必要。

(智頭町芦津)

(2) 対策技術の普及・人材育成等

ア イノシシ等被害防止相談・支援体制の整備

- 「イノシシ被害防止等相談窓口」での指導・助言を行う体制づくりを強化、推進する。
- 普及職員等による農家・集落等へのシカ被害対策の技術指導体制を強化し、地域ぐるみの主体的対策を支援・促進する。

イ モデル地区設定による鳥獣被害防止技術の実証・普及

市町村等と協力して、集団的・効果的な鳥獣被害防止対策を進めるモデル地区を設定し、被害防止技術の実証・普及を行う。

ウ 民間指導者の活用

地域ごとに、市町村や農協等と連携しながら農家・集落への鳥獣被害防止技術の指導・支援ができる人材（イノシッ士）を活用して被害対策を推進する。

エ 研修会等の開催

被害対策を指導助言できる人材を育成するため、研修会・セミナー等を開催し、市町村等地域レベルで対策を講じる体制づくりを推進する。

(3) 取組の体制

各種の被害を防止するためには、市町村が中心となって地域が主体となった取り組みを行うことが重要であり、県はその取組への各種支援を行うものとする。

また、自然公園等の自然環境の保全に留意すべき地域でのシカに起因する環境変化が顕著な場合については、県は関係機関と協力して自然公園法や自然環境保全法等に基づく生態系維持回復事業等の実施による対策を検討する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

対象鳥獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的（時間的、面的）な指定をもって生息環境の保護を図ることを基本とする。

また、生息域の保全を図るため「東中国山地緑の回廊」（鳥取、兵庫及び岡山の県境稜線部における国有林と民有林が一体となった野生鳥獣との共生を目指した森林づくりの取組）の整備促進について国有林との連携を図ることとするが、当該区域内での他の動植物へのシカが及ぼす影響を考慮し、慎重な対応を検討することとする。

また、鳥獣保護区やその周辺地域において、農林業被害の防止を図る必要がある場合、必要に応じて第二種特定計画を策定した対象狩猟鳥獣を除く捕獲等禁止区域の設定（法第12条第2項）や対象狩猟鳥獣の捕獲等許可（法第9条第1項）等の既存制度を活用した鳥獣保護区指定の見直しを検討する。

(2) 生息環境の整備

ア 採餌環境の改善

皆伐跡地の放置による草地化や、樹冠が閉鎖して下層植生が失われた人工林は、局所的に食物が偏在する要因となり生息分布の不自然な拡散や集中につながるため、皆伐地への早期植栽、適切な除間伐及び枝打ち等の計画的な森林施業を奨励・支援する。

イ 誘引物の除去

田畑周辺への作物の廃棄や未収穫作物の放置は、過剰な食物供給源となるばかりでなく、作物の味を覚えさせ作物への執着や採食生態の変化を生じさせるため、それらの除去について農業者や地域住民に周知し、その実施を奨励・支援する。

また、冬場の水田のひこばえや畦などの青草がシカの餌になることもあり、被害発生地域では稲刈り後の耕起や畦草等の刈り払い時期の調整を指導していく。

ウ その他

田畑周辺の林縁や耕作放棄地及び耕作放棄地周辺の林縁の草地化・藪化は、採食や休息・退避・潜伏の場を提供することになることから、管理放棄の悪影響を農業者や地域住民に周知し、

その是正を図る。

9 その他管理のために必要な事項

(1) モニタリングの実施

ア 被害状況調査

(ア) 農林業被害

従来より農林業者、関係団体、市町村及び県関係機関の協力を得て、四半期毎に各地域毎の被害状況（被害量、被害額、被害の態様等）がとりまとめられている。このデータの解析結果を基に計画実施の効果について評価を行う。

なお、評価の結果を左右するデータの精度確保については、調査依頼の際に関係者への徹底に努めるものとする。

(イ) 生態系への影響

各地域での森林内植生の変異や自然公園等の自然環境の保全に留意すべき地域でのシカに起因する環境改変について、自然保護監視員等の巡視報告により早期の把握に努めることとし、他のモニタリング結果と併せて計画実施の評価に反映させることとする。

また、希少野生植物種のうち絶滅の危険性が高い種については、生息地の定点観測を行って当該種の被害状況等を把握することで影響評価の指標とする。

イ 捕獲状況調査

狩猟者や市町村の協力を得て、毎年の狩猟及び許可捕獲による捕獲数及び捕獲場所を集計し、生息分布の経年変化を把握して個体数調整の事業結果を評価する。

ウ 生息密度調査

(ア) 生息密度指標調査

県内の任意の定点で糞粒法と糞塊密度調査を併用した現地調査を実施し、調査結果から生息密度分布状況を把握するとともに計画実施の評価を行う。

(イ) 狩猟カレンダーの解析

狩猟登録の際交付される狩猟者登録証を回収し、狩猟者が記録した狩猟カレンダーを解析して、得られたCPU値及びSPUE値により生息実態を把握する。その結果はシカの個体数管理の方法を評価するための指標とする。

(ウ) 捕獲個体調査

捕獲した個体から幼成獣比や雌雄比を求めるための資料採取を行うなど、生息実態を把握するための基礎調査の充実を検討する。

エ 生息環境調査

森林とその林縁あるいは農地や耕作放棄地等において、シカの生息環境に影響を及ぼす要因について情報収集に努めることとする。

オ 個体数推定・将来予測

過去の観測データと基地の生態情報等により、シカの個体数と自然増加率を市町村等の地域単位で推定し、捕獲計画に沿った将来の個体数変動の予測に努めることとする。

(2) 計画の推進体制

ア 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であり、行政、関係団体及びその他関係者がお互いに連携を密にして、合意形成を図りながら各施策を進めていく。

イ 特定鳥獣保護管理検討会

本計画を推進するため、農林業団体、学識経験者、狩猟団体、一般県民及び関係行政機関からなる「特定鳥獣保護管理検討会（ニホンジカ保護管理部会）」においてモニタリング結果等を検証し、本計画の評価を行い必要に応じて計画の見直しを行う。

ウ 関係機関の連携強化

本計画の推進に当たっては、鳥獣被害対策推進の基本体系に基づき、農家・林家・住民からの被害相談に迅速に対応するとともに、「鳥取県鳥獣被害対策連絡会議」の協力を得ながら管理の各種施策を総合的に推進するとともに、近隣県との情報交換を行うなど連携を図ることとする。

(3) その他

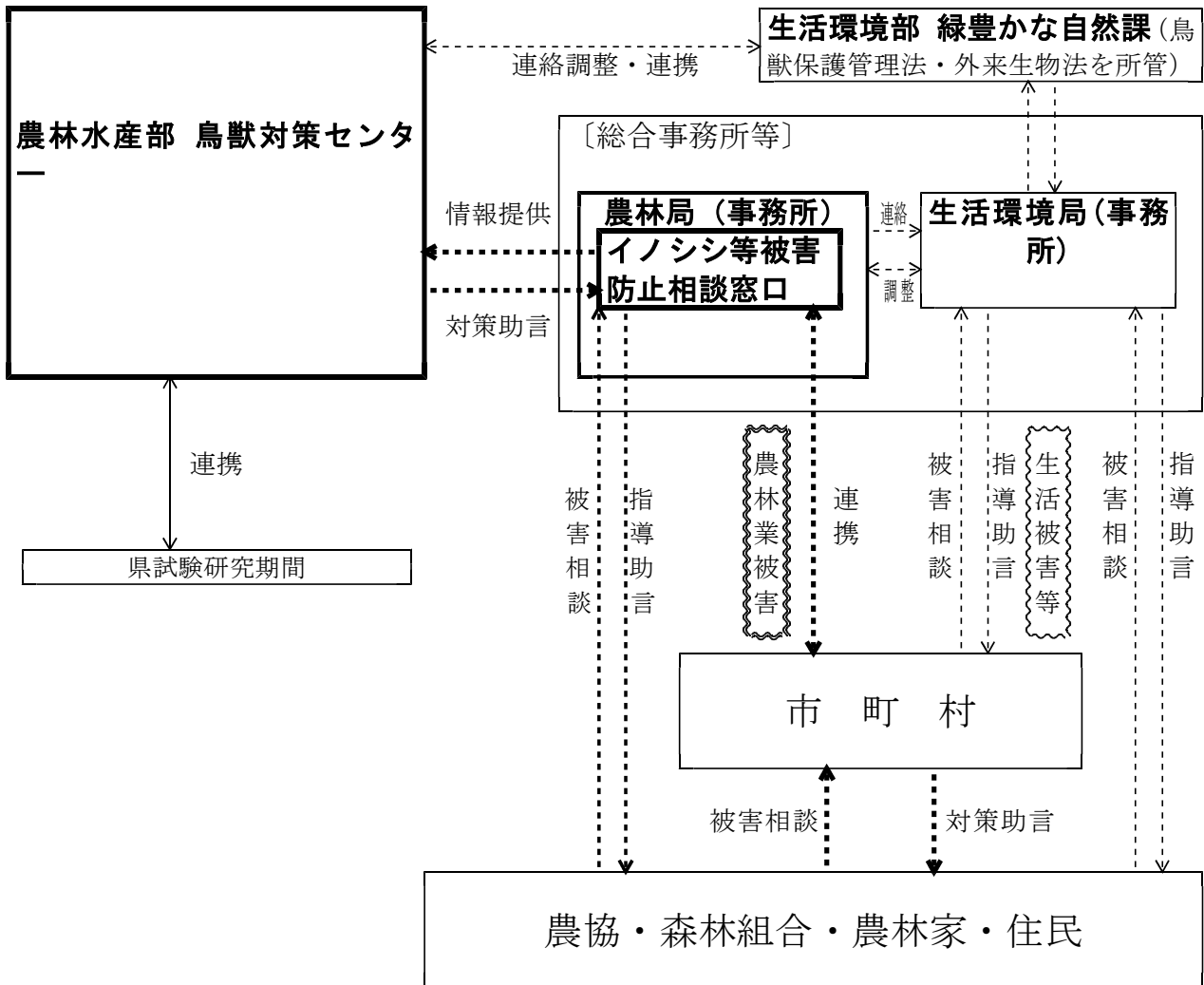
シカの高密度生息地域はツキノワグマの生息域と重複しており、わなによりシカを捕獲しようとして誤ってクマを捕獲してしまう事例が見受けられる。本県は「鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」を策定、実施しており計画相互の整合を図るため、わなによるクマの錯誤捕獲防止のための各種指導を行うとともに、ツキノワグマの錯誤捕獲発生に際して迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、県は各関係機関への協力要請と併せて放獣体制等の整備を推進する。

《参考資料》

【鳥獣被害対策推進の基本体系】

○ワンストップ窓口を、鳥獣対策センター、各総合事務所農林局等（相談窓口）に設置

⇒ 農林水産部と生活環境部、農林局と生活環境局が連携して、県民等からの被害相談に対応



参考文献

- 三浦慎悟. 1974. 丹沢山塊檜洞丸におけるシカ個体群の生息域の季節的变化. 哺乳動物学雑誌. 6(2) : 51-66.
- 丸山直樹・常田邦彦・古林賢恒・野崎英吉・宮木雅美・小林史明. 1977. 関東地方におけるシカの分布—アンケート、ききとり調査による—. 生物科学. 28(4) : 28-38.